

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13. 指定信用情報機関関係） 新旧対照表

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>I 指定信用情報機関の指定・監督に当たっての評価項目</p> <p>I-2 業務の適切性</p> <p>I-2-8 障害者への対応</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務が課せられているところである。</p>	<p>【本編】</p> <p>I 指定信用情報機関の指定・監督に当たっての評価項目</p> <p>I-2 業務の適切性</p> <p>I-2-8 障害者への対応</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられているところである。</p>